

知的財産専門職大学院基準の改定について  
 (新旧対照表及び改定の理由・内容)

2022年2月22日  
 公益財団法人 大学基準協会

この度の知的財産専門職大学院基準の改定にあたっては、各大項目を「本文」「基礎要件」「評価の視点」で構成するなど抜本的な見直しを行ったことから、新旧対照表においては、分かりやすさに配慮し、旧基準（現行基準）に対する新基準（改定案）の対照を示すこととする。

I. 「凡例」及び「知的財産専門職大学院基準について」

旧	新	改定の理由・内容
<p style="text-align: center;">凡 例</p> <p>関連法令等を以下のように略す。</p> <p>「学 教 法」：学校教育法</p> <p>「学教法施規」：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）</p> <p>「大 学」：大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）</p> <p>「大 学 院」：大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）</p> <p>「専 門 院」：専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）</p> <p>「告示第53号」：専門職大学院設置基準第5条第1項等の規定に基づく専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>法令に係る事項を「基礎要件」として、「知的財産専門職大学院に関する基礎要件データ」へ集約したため削除した</p>

<p>知的財産専門職大学院基準について</p> <p>(1) 知的財産専門職大学院基準は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が、知的財産修士（専門職）又はこれに相当する名称の学位を授与する<u>知的財産専門職大学院の認証評価</u>を行うために設定したものである。</p> <p>(2) 本協会は、これまで、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。</p> <p>知的財産専門職大学院基準は、「大学基準」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。</p>	<p>知的財産専門職大学院基準について</p> <p>(1) <u>知的財産専門職大学院基準（以下「本基準」という。）</u>は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が知的財産専門職大学院の<u>認証評価機関として、その評価を行うために設定したものである。</u></p> <p>本基準が対象とする知的財産専門職大学院とは、以下の要件を備えた大学院をいう。</p> <p>① <u>知的財産に関する専門知識・能力を身に付け、企業・行政・研究機関等における知的財産の活用に必要な幅広い知識、経営的センス、交渉力及びグローバルな視野を有することにより、オープン・イノベーションの支援等の新たな価値創造を担う知的財産分野の専門職業人の養成を基本的な使命としていること。</u></p> <p>② 授与する学位が、固有の目的や教育内容に相応のものとし、知的財産修士（専門職）又はこれに相当する名称のものであること。</p> <p>(2) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。本基準は、「大学基準」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。</p> <p>(3) <u>本基準は、以下の4つの大項目により構成されている。</u></p>	<p>省略した用語を記載</p> <p>表現の変更</p> <p>大項目1で新たに加えた要素に応じて追加し、知的財産専門職大学院の要件を明確化</p> <p>表記の変更</p>
--	--	--

(3) 知的財産専門職大学院基準は、以下の8つの大項目で構成されている。

1 使命・目的	4 学生の受け入れ
2 教育内容・方法・成果	5 学生支援
(1) 教育課程・教育内容	6 教育研究等環境
(2) 教育方法	7 管理運営
(3) 成果	8 点検・評価、情報公開
3 教員・教員組織	

(4) 基準の各大項目は、「本文」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、専門職大学院制度の趣旨を考慮したうえで、それぞれの知的財産専門職大学院が自ら掲げる固有の目的（以下「固有の目的」という。）を実現し、教育目標を達成するために、各大項目において最も基本的な事項について大綱的に定めたものである。

「評価の視点」は、2つの機能を有する。すなわち第一に、評価を受ける知的財産専門職大学院が、自己点検・評価の円滑な実施と知的財産専門職大学院における教育研究活動の改善に資するためのものとして、第二に、本協会の評価者が、文字通り評価を行う際の視点としての役割を果たすものである。

「評価の視点」は、以下の2段階に分かれている。

1 使命・目的	2 教育課程・学習成果、学生
3 教員・教員組織	4 専門職大学院の運営と改善・向上

(4) 基準の各大項目は、「本文」、「基礎要件」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、その大項目の趣旨を定めたもので、専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命を果たし、さらに、個別の専門職大学院独自の目的を実現するために必要な内容を示している。

「基礎要件」及び「評価の視点」は、「本文」の趣旨を踏まえ、各専門職大学院が点検・評価活動を行う際、また、本協会が専門職大学院認証評価を行う際に依拠すべきポイントを個別的に示したものである。このうち「基礎要件」は、法令事項をはじめとした基礎的な事項を指し、評価の前提となる必須事項として確認が求められるものである（具体的な対象範囲は別に定める）。なお、個々の「基礎要件」や「評価の視点」を解釈し適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の関連性等に十分な注意を払うことが求められる。

表記の変更

大項目を統廃合し、その数及び名称を変更

各大項目における構成を変更

【レベルⅠ】

知的財産専門職大学院に必要とされる最も基本的な事項

ここでは、それぞれの知的財産専門職大学院が専門職大学院の制度目的並びに各知的財産専門職大学院固有の目的及び教育目標の実現のために、教育内容・方法・成果、教員組織、学生の受け入れ、施設・設備等に関する最も基本的な事項において、適切な水準が維持されているか否かについて評価を行う。

【レベルⅠ】に関わる事項のうち、

- ・ ◎は法令等の遵守に関する事項である。原則として、「評価の視点」の後に（ ）で根拠となる専門職大学院関連法令の名称と該当条文を示している。  
この事項に問題がある場合は、「勧告」を付す。  
ただし、「勧告」とまではいえないが、知的財産専門職大学院の一層の改善を促す必要があると認められた場合には、「問題点」を付す。
- ・ ○は本協会が知的財産専門職大学院に求める基本的事項である。  
この事項に問題がある場合は、「問題点」を付す。  
ただし、重大な問題がある場合は、「勧告」を付す。

- (5) 「本文」及び「評価の視点」に基づいた評価の結果、長所・特色に関する事項や改善を要する事項が見られた場合には、次の区分及び要件で提言を付す。

〈是正勧告〉

- ① 専門職大学院に関わる法令事項又は当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、改善を図るべき特に重大な問題がある場合

〔〈是正勧告〉の提言を受けた場合、その専門職大学院は、具体的な計画をもって措置を講じ、必ず改善することが必要となる。〕

〈検討課題〉

- ① 専門職大学院に関わる法令事項又は当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、〈是正勧告〉には相当しないものの、改善を図るべき問題がある場合

評価の視点における2つのレベル区分を廃止

提言の名称を変更  
また、提言の要件を評価の視点のレベル別でなく提言別に記載を再整理

【レベルⅡ】

- ・ 知的財産専門職大学院の固有の目的に即した特色ある取り組みに関する事項
- ・ 知的財産専門職大学院の教育研究の質を継続的に維持・向上させていくために取り組んでいくことが望まれる事項

ここでは、知的財産専門職大学院が、固有の目的を実現するために取り組んでいる事項、すなわち当該知的財産専門職大学院の特色や強みなどに関する評価を行う。

また、知的財産専門職大学院が、教育研究の質を継続的に維持・向上させていくために取り組んでいくことが望まれる事項についてもここで評価を行う。

【レベルⅡ】に関わる事項のうち、

- ・ 取り組みとして成果が上がっている、又は機能していると評価できる場合は、「長所」を付す。
- ・ さらなる取り組みが必要と判断される場合は、「問題点」を付す。

- ② 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、当該専門職大学院の特色の伸長を図るために改善その他さらなる取り組みが必要と判断される場合

〔〈検討課題〉の提言を受けた場合、その専門職大学院は、具体的な計画と措置を検討し、改善に向け努力することが必要となる。〕

〈長所〉

- ① 当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、基本的な使命を実現するための取り組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している場合
- ② 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、その目的を実現し特色の伸長につながる成果が上

がっている、又は十分に機能している場合

<特色>

- ① 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、<長所>として取り上げるには当たらないものの、成果が将来的に期待できる又は独自の目的に即した個性的な取組みとして評価できる場合

新たな提言の種類として、「特色」を導入

◆レベルⅠとⅡを表にまとめると以下のようになる。

評価の視点のレベル	評価の視点に関わる事項	評価における提言
レベルⅠ◎	法令等の遵守に関する事項	勧告(ただし、状況によっては問題点)
レベルⅠ○	本協会が知的財産専門職大学院に求める基本的事項	問題点(ただし、重大な問題がある場合は勧告)
レベルⅡ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産専門職大学院の固有の目的に即した特色ある取組みに関する事項</li> <li>知的財産専門職大学院の教育研究の質を継続的に維持・向上させていくために取り組んでいくことが望まれる事項</li> </ul>	問題点、長所

事項の種類	当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項	専門職大学院に関わる法令事項	個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項
認証評価における提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>長所</li> <li>是正勧告</li> <li>検討課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>是正勧告</li> <li>検討課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長所</li> <li>特色</li> <li>検討課題</li> </ul>

(5) 認証評価結果に付される提言のうち、「勧告」は、知的

<p>財産専門職大学院に対して、改善計画を立て、速やかにその具体的な措置を講じることを求める事項について付されるものであり、2年後に提出を求める改善報告書では、改善完了結果を報告することが義務づけられる。</p> <p>これに対して、「問題点」は、知的財産専門職大学院の改善を一層促進させることを目的に付されるものであり、2年後に提出を求める改善報告書では、その対応状況について報告することが義務づけられる。</p> <p>(6) 知的財産専門職大学院の認証評価の結果は、「<u>勧告</u>」の状況を総合的に判断し、教育の質に重大な欠陥が認められた場合には、認定を否とし、これに当たらない場合は、認定を可とする。</p>	<p>(6) 評価の結果、「<u>是正勧告</u>」の状況を総合的に判断して、本基準に適合しているか否かを判定する。この際、「不適合」の判定は、専門職大学院として重大な問題が認められる場合に行う。</p>	<p>提言に伴う措置については、提言の定義を述べる中でまとめて記載</p> <p>提言の名称を変更</p>
---	--	---

## II. 知的財産専門職大学院基準

※斜線は「該当なし」を意味する

旧	新	改定の理由・内容
<p style="text-align: center;">知的財産専門職大学院基準</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 11 月 19 日決定 平成 27 年 6 月 23 日改定 平成 30 年 9 月 7 日改定</p>	<p style="text-align: center;">知的財産専門職大学院基準</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 11 月 19 日決定 平成 27 年 6 月 23 日改定 平成 30 年 9 月 7 日改定 令和〇年〇月〇日改定</p>	
<p><b>1 使命・目的</b></p>	<p><b>1 使命・目的</b></p>	
<p>知的財産専門職大学院は、21世紀の社会において、知的財産分野に期待される役割を十分に果たすための人的基盤の確立という重要な使命を担っている。</p> <p>知的財産専門職大学院は、知的財産基本法*の趣旨及び知的財産専門職大学院を設置する大学の理念に鑑み、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を掲げ、その実現に向けて教育研究活動を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。また、知的財産専門職大学院は、固有の目的を学則等に定め、教職員・学生等の学内構成員に対して周知を図ることが必要である。</p> <p>※知的財産基本法</p> <p style="padding-left: 2em;">第 7 条：大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。</p>	<p>知的財産専門職大学院は、未来社会において、知的財産分野に期待される役割を十分に果たすための人的基盤の確立という重要な使命を担っている。<u>これに際しては、知的財産に関する専門知識・能力を身に付け、企業・行政・研究機関等における知的財産の活用に必要な幅広い知識、経営的センス、交渉力及びグローバルな視野を有することにより、オープン・イノベーションの支援等の新たな価値創造を担う知的財産分野の専門職業人を養成することが課されている。</u></p> <p>各知的財産専門職大学院では、上述の基本的な使命の下、知的財産基本法の趣旨及び当該専門職大学院を設置する大学の理念・<u>目的</u>に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定める必要がある。また、固有の目的には、各知的財産専門職大学院の特色を反映することが求められる。さらに、<u>各知的財産専門職大学院はその固有の目的を実現するためのビジョンを策定</u></p>	<p>下線部を新規要素として設定</p> <p>ビジョン・具体的方策の策定のみでなく、そ</p>

<p>第 22 条：国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><u>し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造等を方向付ける具体的方策を作成し、実行することが望ましい。</u></p>	<p>の実行についても記載</p>
<p style="text-align: center;">/</p>	<p>○ <b>基礎要件</b></p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。</p>	<p>「基礎要件」を新設</p>
<p>1-1 固有の目的を設定し、かつ、学則等に定めているか（「大学院」第 1 条の 2）。</p> <p>1-2 固有の目的は、知的財産基本法の趣旨を踏まえ、かつ、専門職学位課程の目的に適ったものであるか（「専門院」第 2 条第 1 項）。</p>	<p>1-1 知的財産専門職大学院が担う基本的使命及び設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院の目的を設定していること。また、その目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。</p> <p>基礎要件データ表 1：固有の目的を定めた学則等</p>	<p></p>
<p>1-3 教職員や学生等の学内構成員に対して、固有の目的を周知しているか。</p>	<p>基礎要件データ表 1：固有の目的を定めた学則等</p>	<p></p>
<p>1-4 固有の目的を実現するためのアクション・プランを策定しているか。</p>	<p>1-2 当該専門職大学院の目的の実現に向けて、中・長期ビジョンを策定し、それに係る資源配分、組織能力、価値創造等を方向付ける具体的方策を作成していること。<u>また、それを実行していること。</u></p>	<p>下線部を新規要素として設定</p>
<p>1-5 固有の目的には、どのような特色があるか。</p>	<p>1-1 知的財産専門職大学院が担う基本的使命及び設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院の目的を設定していること。また、その目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。</p>	<p>※目的の特色については、評価の視点 1-1 に関連して各大学が説明することとする</p>

2 教育内容・方法・成果	2 教育課程・学習成果、学生	
<p>知的財産専門職大学院は、固有の目的を達成するために、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針は、学生に周知を図ることが必要である。</p> <p>知的財産専門職大学院は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、知的財産分野に必要な授業科目を適切に開設し、外部からの意見をも勘案しながら、教育課程を体系的に編成する必要がある。</p> <p>単位認定、課程修了認定及び在学期間の短縮に当たっては、客観性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した適切な基準・方法に基づきこれを行う必要がある。</p> <p>知的財産専門職大学院が十分な教育上の成果を上げるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。</p> <p>知的財産専門職大学院は、教育研究活動を通じていかなる教育成果が上がっているかを不断に検証することが重要である。そのためには、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育課程及び内容、方法の改善に活用することが必要である。また、教育の改善を図るにおいては、外部からの意見も勘案することが必要である。</p>	<p>各知的財産専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定するとともに、学生への周知を図ることが必要である。</p> <p>各知的財産専門職大学院の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務を架橋する教育を行うことに留意し、体系的に編成することが求められる。<u>また、企業・行政・研究機関等における知的財産の活用に必要な専門知識（知的財産権法制度、知的財産戦略、知的財産活用、R&amp;Dマネジメント、経営・事業戦略等）を涵養する科目を系統的に配置することが求められる。特に、グローバルな視野や最先端技術を活用したビジネスにおける知的財産実務に関する知識・技能を修得させることが重要であり、これらを踏まえて固有の目的を実現する教育課程を整備することが必要である。</u></p> <p>各知的財産専門職大学院の教育方法においては、理論と実務の架橋を図るとともに、<u>実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、フィールド調査、インターンシップ等による双方向・多方向の授業等の各授業科目が設定した教育目標を達成するに適した教育方法を導入することが必要である。そのために、教育効果を十分に上げられるよう授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適切な学生数で授業を実施し、シラバスの作成及びその活用や、履修指導、予習・復習等に係る相談・支援等の</u></p>	<p>下線部を新規要素として設定</p> <p>従来から重要視していた点を明記</p>

取組みを通じて、学生の円滑な学習を実現することも求められる。

知的財産専門職大学院の修了にあたり、学生がどのような能力・資質を身に付けたかを把握することは、当該専門職大学院の教育によってもたらされた成果を明らかにしてその適切性を検証し、改善・向上を図るためにきわめて重要である。その際、各授業科目の目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準によって、学生の学習に係る評価を行うとともに、修了者の進路状況についても把握し、教育上の成果を検証することが必要である。

適切かつ効果的な教育を実施するには、各知的財産専門職大学院が、学生の受け入れにあたって、求める学生像等を明確に打ち出し、これを踏まえながら適切かつ公正な選抜を行うことが重要である。また、適切な教育環境を継続的に保証し、十分な教育効果を上げていくためには、学生の定員管理についても特段の注意が求められる。

さらに、学生が十分な学習に取り組めるよう、体制を整備し支援することが必要である。なかでも進路選択・キャリア形成に資する支援を行わなければならない。

### 3 教員・教員組織

(前略)

また、組織的な取組みによって、教員の資質向上を図り、研究者教員と実務家教員の相互理解と協働に努めること、各教員の研究活動（学術的な研究、実務に基づく研究）等を促進することが重要である。

(後略)

旧基準大項目4「学生の受け入れ」及び大項目5「学生支援」を統合

	<p style="text-align: center;"><b>4 専門職大学院の運営と改善・向上</b></p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>知的財産専門職大学院は、社会における課題やニーズを捉え、そして、より良い社会の形成、価値付与のために、教育研究活動を展開する使命を負っている。そのため、社会との関係を適切に構築し、とりわけ企業を含む外部機関との連携・協働等を適切に行うことにより、当該専門職大学院の充実を図るとともに、オープン・イノベーションの促進を含む知的財産に係る活動の発展に寄与していくことが求められる。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>	
	<p><b>○ 基礎要件</b></p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。</p>	<p>「基礎要件」を新設</p>
<p><b>(1) 教育課程・教育内容</b></p> <p>2-1 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っているか。</p> <p>2-2 学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成しているか（「専門院」第6条）。</p>	<p>2-1 知的財産専門職大学院が担う基本的な使命に適合し、期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明していること。</p> <p>基礎要件データ表2：3つのポリシー</p> <p>2-2 基本的な使命及び固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。</p>	

<p>(1) 教育課程が、産業界の企業やその他の団体・機関等における知的財産専門人材に必要な知的財産権法制度、知的財産戦略、知的財産活用、R&amp;Dマネジメント、企業経営などの専門的な知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、高い職業倫理観の涵養を図り、グローバルな視野を持つ交渉力のある知的財産分野のプロフェッショナルな人材を養成する観点から編成していること。</p> <p>(2) 知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる科目や広い視野を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、知的財産実務技能を修得させる実践的科目等を適切に配置していること。</p> <p>(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。</p> <p>2-3 知的財産基本法に基づく「知的財産推進計画」、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮しているか。</p> <p>2-4 産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けているか。その際、(1)以外の者が過半数であるか(「専門院」第6条の2)。</p> <p>(1) 学長又は当該知的財産系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員</p> <p>(2) 知的財産分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体(職能団体、事業者団体、知的財産分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行</p>	<p>その際、当該分野で必要となる下記の要件等を踏まえ、理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。</p> <p>(1) 企業・行政・研究機関等における知的財産の活用に必要な専門知識(知的財産権法制度、知的財産戦略、知的財産活用、R&amp;Dマネジメント、経営・事業戦略等)に加え、論理的思考力、分析力、表現力、交渉力を修得させる観点から教育課程を編成していること。</p> <p>(2) 知的財産分野の専門職業人としての高い職業倫理観の涵養を図るとともに、グローバルな視野を身に付け、<u>データサイエンス等の最先端の技術を用いた革新的なビジネスに関する知識、インターンシップ等の機会を通じた実務技能の修得に配慮した教育課程を編成していること。</u></p> <p>基礎要件データ表 16：教育課程連携協議会の設置及び構成</p>	<p>下線部を新規要素として設定</p>
---	---	----------------------

<p>う者による研究団体等)のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該分野の実務に関し豊富な経験を有する者</p> <p>(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者(ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。)</p> <p>(4) 当該知的財産系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該知的財産系専門職大学院の長が必要と認める者</p> <p>2-5 知的財産分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成しているか(「専門院」第6条第2項)。</p>	<p>4-6 教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映する等、社会の意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。</p>	
<p>2-6 各授業科目の単位数を、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定しているか(「大学」第21条、第22条、第23条)。</p> <p>2-7 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期間に履修登録することができる単位数の上限を設定しているか(「専門院」第12条)。</p> <p>2-8 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該知的財産専門職大学院に入学前に修得した単位を入学後に当該知的財産専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に沿って、当該知的財産専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っているか(「専門院」第13条、第14条)。</p> <p>2-9 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定しているか(「専門院」第2条第</p>	<p>基礎要件データ表4：単位の設定</p> <p>基礎要件データ表5：単位数の上限設定</p> <p>基礎要件データ表6：他の大学院又は入学前において修得した単位の認定</p> <p>基礎要件データ表7：課程修了の要件</p>	

2項、第3条、第15条)。		
<p>2-10 課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示しているか(「専門院」第10条第2項)。</p> <p>2-11 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定しているか(「専門院」第16条)。</p> <p>2-12 在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示しているか。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用しているか。</p>	<p>2-13 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p> <p>基礎要件データ表7：課程修了の要件</p> <p>2-13 あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。</p> <p>基礎要件データ表7：課程修了の要件</p> <p>基礎要件データ表17：学位授与の状況</p>	
2-13 授与する学位には、知的財産分野や当該知的財産専門職大学院の教育内容にふさわしい名称を付しているか(「学位規則」第5条の2、第10条)。	基礎要件データ表3：学位の名称	
2-14 教育課程・教育内容には、固有の目的に即してどのような特色があるか。	2-2 基本的な使命及び固有の目的を実現し、期待する学習成果の達成につなげるために必要な授業科目を開設し、かつ系統性・段階性に配慮して各授業科目を配置していること。その際、当該分野で必要となる下記の要件等を踏まえ、理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人の育成にふさわしいものとなっていること。(後略)	※教育課程・教育内容の特色については、評価の視点2-2に関連して各大学が説明することとする
<p><b>(2) 教育方法</b></p> <p>2-15 学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性(学修</p>	2-6 下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発	

<p>歴や実務経験の有無等)を踏まえて適切に行っているか。</p> <p>2-16 インターンシップ・実習等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っているか。</p>	<p>揮して学生の円滑な学習につながっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバスの作成と活用</li> <li>・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援</li> </ul> <p>2-5 学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態（講義、演習、実習等）、方法（ケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされる等、当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。</p>
<p>2-17 1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっているか（「専門院」第7条）。</p> <p>2-18 固有の目的を達成し得る実践的な教育を充実させるために、事例研究や現地調査あるいは双方向・多方向で行われる討論等を取り入れた方法等（例えば、フィールドワーク、ワークショップ、シミュレーション、ロールプレイング、インターンシップ）、適切な教育方法や授業形態を採用しているか（「専門院」第8条第1項）。</p> <p>2-19 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としているか（「専門院」第8条第2項）。</p> <p>2-20 通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としているか（「専門院」第9条）。</p>	<p>2-7 教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらが適切な学生数で利用されていること。</p> <p>2-5 学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態（講義、演習、実習等）、方法（ケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、必要に応じてインターンシップやゲスト・スピーカー招聘がなされる等、当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫が行われていること。</p> <p>2-3 遠隔教育や e-learning 等の時間的・空間的に多様な形態で授業を行っている場合、適切な内容及び方法により、十分な教育効果をあげていること。</p>

<p>2-21 授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定しているか。</p> <p>2-22 毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示したシラバスを作成しているか（「専門院」第10条第1項）。</p> <p>2-23 授業をシラバスに従って適切に実施しているか。また、シラバスの内容を変更する場合、学生に対してその旨を適切に明示しているか。</p>	<p>2-4 授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。</p> <p>2-6 下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバスの作成と活用</li> <li>・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援</li> </ul>
<p>2-24 成績評価の基準・方法を適切に設定し、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示しているか（「専門院」第10条第2項）。</p> <p>2-25 学生に対して、明示した基準・方法に基づいて、成績評価を客観的かつ厳格に行っているか（「専門院」第10条第2項）。</p> <p>2-26 成績評価において、評価の客観性及び厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みを導入しているか。</p>	<p>2-11 授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。</p> <p>2-12 成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。</p>
<p>2-27 授業の内容・方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、実施しているか（「専門院」第11条）。</p> <p>2-28 教員の実務上の知見の充実及び教育上の指導能力の向上に努めているか。</p>	<p>3-6 専任教員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、実務家教員のみならず、研究者教員の実務に関する知見の充実に努めるとともに、いずれの教員においても教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。</p>

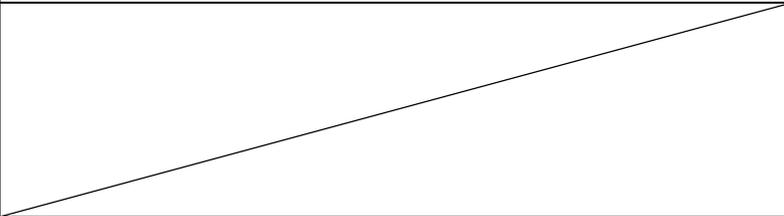
<p>2-29 学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表するとともに、教育の改善につなげる仕組みを整備しているか。</p> <p>2-30 F D活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。</p> <p>2-31 教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案しているか（「専門院」第6条第3項）。</p>	<p>2-15 教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見を勘案する等、多角的な視点に立つ工夫をしていること。</p> <p>4-6 教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映する等、社会の意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。</p>	<p>※教育課程・内容、方法の改善の特色については、評価の視点2-14、2-15に関連して各大学が説明することとする</p>
<p>2-32 教育課程及びその内容、方法の改善等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	<p>2-14 学生の学習成果、修了者の進路状況等を踏まえ、当該専門職大学院における教育上の成果を検証していること。また、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっていること。</p> <p>2-15 教育上の成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、修了生等の意見や学生の意見を勘案する等、多角的な視点に立つ工夫をしていること。</p>	
<p><b>(3) 成果</b></p> <p>2-33 固有の目的に即した教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用しているか。</p> <p>2-34 学位の授与状況、修了者の進路状況等に関する情報を適切に把握・分析し、知的財産専門職大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。</p>	<p>2-14 学生の学習成果、修了者の進路状況等を踏まえ、当該専門職大学院における教育上の成果を検証していること。また、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっていること。</p>	
<p><b>3 教員・教員組織</b></p>	<p><b>3 教員・教員組織</b></p>	
<p>知的財産専門職大学院は、固有の目的を実現することができ</p>	<p>知的財産専門職大学院として負う使命を果たし、また、それ</p>	

<p>るよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置しなければならない。また、知的財産専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するに十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めなければならない。</p> <p>知的財産専門職大学院は、教員の学問的創造性を伸長し、十全な教育研究活動をなし得るよう、教員の教育研究活動の有効性、組織内運営等への貢献及び社会への貢献について検証し、教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。</p>	<p>ぞれが掲げる目的を実現するために、各知的財産専門職大学院は教育研究上必要かつ十分な数の専任教員を置かなければならない。その際、当該専門職大学院で養成する人材は、高度の専門的能力と倫理性等の資質を備えた専門職業人であり、理論に裏打ちされた実践が可能な者であることに十分な留意が払われなければならない。そのため、教育上の指導能力を有するとともに、専攻分野について優れた研究の業績を有する者や高度の実務能力を有する者を教員として置くことはもとより、<u>主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）のバランスが取れたものであることが必要である。</u>また、<u>当該専門職大学院における教育研究活動の持続可能性を確保し、その活性化を図るとともに、分野の特性を踏まえた多様性を考慮した専任教員構成でなければならない。</u></p> <p>将来にわたって教育研究活動の水準を維持するうえでは、専攻分野について優れた研究の業績を有する者や高度の実務能力を持つ者を適切に任用する必要があり、そのために、教員の募集、任免及び昇格は所定の手続及び方法によって公正に実施することが必要である。<u>また、組織的な取組みによって、教員の資質向上を図り、研究者教員と実務家教員の相互理解と協働に努めること、各教員の研究活動（学術的な研究、実務に基づく研究）等を促進することが重要である。</u>さらに、専任教員に求められる役割は授業科目の担当のみならず、当該専門職大学院の運営等にも及ぶことから、各知的財産専門職大学院においてそれぞれの専任教員の役割を明確にし、専任教員の諸活動等について適切に評価しなければならない。</p> <p>専任教員に対してはその教育研究活動の条件及び環境を整</p>	<p>従来から重要視していた点を明記（下線部前半）</p> <p>研究の重要性を新規要素として設定（下線部後半）</p> <p>知的財産専門職大学院における研究の意義・研究の対象について新規要素として設定</p> <p>旧基準大項目6「教育研</p>
---	--	---

	備し、それを適切に運用しなければならない。そのことによって、専任教員の十分な教育研究活動を保障し、学問的創造性の伸長につなげる必要がある。	「 <u>研究等環境</u> 」をこの大項目に組み入れることから、記述を追加
	<p>○ <b>基礎要件</b></p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。</p>	「 <u>基礎要件</u> 」を新設
<p>3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか（「告示第53号」第1条第1項）。</p> <p>3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第7項）。</p> <p>3-3 専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであるか（「専門院」第5条第2項、「告示第53号」第1条第2項）。</p>	<p>基礎要件データ表9：専任教員数</p> <p>基礎要件データ表10：教授の割合</p> <p>基礎要件データ表15：専任（兼担）教員</p>	
<p>3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。</p> <p>1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者（「専門院」第5条）</p>	基礎要件データ表13：専攻分野における業績、技術・技能又は知識・経験及び高度の教育上の指導能力	
3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね3割以上が、5年以上の知的財産分野における実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員から構成されているか（「告示第53号」第2条）。	基礎要件データ表11：実務家教員	

<p>3-6 実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであるか。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っているか（「告示第53号」第2条第2項）。</p>	<p>基礎要件データ表 12：みなし専任教員</p>
<p>3-7 知的財産分野の人材養成に共通の基盤となる科目や広い視野を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目について、専任教員を適切に配置しているか。また、当該分野において理論を重視する科目及び実践を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置しているか。</p> <p>3-8 教育上主要と認められる授業科目について、原則として、専任の教授又は准教授を配置しているか。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われているか。</p>	<p>3-2 基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を適切なバランスで配置し、いずれの教員も教育上の指導能力を有していること。</p> <p>3-3 教育課程の中核となる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼担又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。</p>
<p>3-9 専任教員は、年齢のバランスに考慮して適切な構成となっているか（「大学院」第8条第5項）。</p> <p>3-10 教員は、職業経歴、国際経験等の多様性や性別のバランスに考慮して適切な構成となっているか。</p>	<p>基礎要件データ表 14：専任教員の年齢構成</p> <p>3-4 専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。</p>
<p>3-11 教授、准教授、講師、助教等の職階や客員、任期付き等の属性などを考慮した教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制となっているか。</p> <p>3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、公正に運用しているか。</p>	<p>3-1 教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。</p> <p>3-5 専任教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。</p>
<p>3-13 専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営等への貢献及び社会への貢献について、適切に評価する仕組みを整</p>	<p>3-8 専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。</p>

備しているか。		
3-14 教員組織には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。	<p>3-1 教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザインを明確にしていること。</p> <p>3-2 基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を配置していること。その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度の実務能力を有する教員（実務家教員）を適切なバランスで配置し、いずれの教員も教育上の指導能力を有していること。</p> <p>3-3 教育課程の中核となる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼任又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。</p> <p>3-4 専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。</p> <p>3-5 専任教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。</p>	<p>※教員組織の特色については、評価の視点3-1～3-5に関連して各大学が説明することとする</p>
	3-7 当該専門職大学院の教育に資する研究のあり方を明らかにし、組織的な支援によって、研究者教員にあっては専門分野の学術的研究に取り組み、実務家教員にあっては知的財産の実務に関する知見の充実及び刷新を図り、実務に基づく研究等に継続的に取り組むよう促すこと。	新設
<b>4 学生の受け入れ</b>	<b>2 教育課程・学習成果、学生</b>	

<p>知的財産専門職大学院は、固有の目的を実現することができるよう、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定し、事前にこれらを公表したうえで、適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。</p> <p>知的財産専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。また、入学者選抜については、責任ある実施体制の下で、学生の受け入れ方針に基づいて適切かつ公正に実施するとともに、その方法について定期的に検証し、その結果を改善に結びつけることが重要である。</p>	<p>(※大項目2の本文に統合)</p>	
	<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し、適切なものであること</p>	<p>「基礎要件」の新設</p>
<p>4-1 明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ公表しているか（「学教法施規」第165条の2第1項、第172条の2第1項）。</p> <p>4-2 学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表しているか。</p> <p>4-3 入学者選抜に当たっては、学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適切かつ公正に受け入れているか。</p>	<p>2-16 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明確にしていること。</p> <p>基礎要件データ表2：3つのポリシー</p> <p>2-17 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。</p>	

<p>4-4 障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備しているか。</p>	<p>2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。</p>	
<p>4-5 教育にふさわしい環境を確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しているか（「大学院」第10条第3項）。</p>	<p>2-18 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。 基礎要件データ表8：定員管理</p>	
<p>4-6 入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施しているか。また、入学者選抜の方法について定期的に検証し、その結果を改善に結びつけているか。</p>	<p>2-17 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。</p>	
<p>4-7 学生の受け入れについて、固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを行っているか。</p>	<p>2-16 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明確にしていること。 2-17 選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。 2-18 入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。</p>	<p>※学生の受け入れに係る取り組みの特色については、評価の視点2-16～2-18に関連して各大学が説明することとする</p>
<p><b>5 学生支援</b></p>	<p><b>2 教育課程・学習成果、学生</b></p>	
<p>知的財産専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、支援することが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制を適切に整備し、支援を行うことが必要である。</p>	<p>(※大項目2の本文に統合)</p>	

<p>知的財産専門職大学院は、学生の進路選択等の相談・支援体制を整備し、修了生の進路等についても把握する体制を整備する必要がある。</p>		
	<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し、適切なものであること。</p>	<p>「基礎要件」の新設</p>
<p>5-1 学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。</p>	<p>2-19 適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。</p> <p>2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。</p> <p>2-21 適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の活動に対して必要な支援を行っていること。</p> <p>基礎要件データ表 18：留年・休学・退学の状況</p>	<p>新設</p>
<p>5-2 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、かつ、それらを学生に周知しているか。</p>	<p>2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。</p>	<p>機関別認証評価との重複を解消するため削除</p>
<p>5-3 奨学金などの経済的支援についての相談・支援体制を整備しているか。</p>		
<p>5-4 障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制を適切に整備し、支援を行っているか。</p>	<p>2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。</p>	
<p>5-5 学生の進路選択等に関わる相談・支援体制及び修了生の進路等を把握する体制を適切に整備しているか。</p>	<p>2-19 適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。</p>	
<p>5-6 学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	<p>2-19 適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。</p>	<p>※学生支援の特色については、評価の視点</p>

	<p>2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。</p> <p>2-21 適切な体制のもと、在学生の課外活動や修了生の活動に対して必要な支援を行っていること。</p>	2-19~2-21において、各大学が説明することとする
<b>6 教育研究等環境</b>	<b>2 教育課程・学習成果、学生</b>	
<p>知的財産専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、その規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮して整備することが重要である。また、学生の効果的な学習と教員の十分な教育研究活動を促す環境を整備することが必要である。</p> <p>くわえて、図書館（図書室）については、学生の学習及び教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、使用者に配慮した利用規程や開館時間を設定することが必要である。</p>	<p>(※大項目2の本文に統合)</p>	旧基準大項目6「教育研究等環境」は、学生に関する事項を新基準大項目2へ、教員に関する事項を新基準大項目3に分類し移行
	<b>3 教員・教員組織</b>	
	<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し、適切なものであること。</p>	「基礎要件」を新設
6-1 講義室、演習室その他の施設・設備を各知的財産専門職大学院の規模及び教育形態に応じて、適切に整備しているか（「専門院」第17条）。	2-7 教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらが適切な学生数で利用されていること。	
6-2 学生が自主的に学習できる自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されているか。	2-8 自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、学生の学習効果を高めていること。	

<p>6-3 障がいのある者のための施設・設備を整備しているか。</p>	<p>2-20 適切な体制のもと、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援がなされていること。</p>	
<p>6-4 学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備しているか。</p>	<p>2-10 学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。</p>	
<p>6-5 教育研究に資する人的な支援体制を整備しているか。</p>	<p>3-9 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（TA等）を行っていること。</p>	
<p>6-6 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっているか。</p> <p>6-7 専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個人研究室等施設の整備など、十分な教育研究環境を用意しているか。</p> <p>6-8 専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度等）を保障しているか。</p>	<p>3-9 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（TA等）を行っていること。</p>	
<p>6-9 図書館（図書室）には、知的財産専門職大学院の学生の学習及び教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備しているか。</p> <p>6-10 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、知的財産専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっているか。</p>	<p>2-9 図書館（図書室）は、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。</p>	
<p>6-11 教育研究等環境の整備について、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	<p>2-7 教育課程を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設が設けられ、かつそれらが適切な学生数で利用されていること。</p> <p>2-8 自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等が設けられ、</p>	<p>※教育環境の特色については、評価の視点 2-7～2-10、研究環境の特色については、評</p>

	<p>学生の学習効果を高めていること。</p> <p>2-9 図書館（図書室）は、学習及び教育研究活動に必要なかつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。</p> <p>2-10 学習及び教育活動に必要なかつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）が整備され、活用されていること。</p> <p>3-9 専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（TA等）を行っていること。</p>	<p>価値の視点 3-9 に関連して各大学が説明することとする</p>
<p><b>7 管理運営</b></p>	<p><b>4 専門職大学院の運営と改善・向上</b></p>	
<p>知的財産専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、知的財産専門職大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や企業、その他の外部機関との連携等を適切に行うことが必要である。</p> <p>知的財産専門職大学院は、固有の目的の実現を支援するための適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。</p>	<p>各知的財産専門職大学院は、その適切な運営と、恒常的な改善・向上に努め、安定的・発展的に教育研究活動を展開しなければならない。この一環において、当該専門職大学院としての固有の意思決定及びその遂行が可能であるように図らなければならない。教育の企画・設計等における責任体制を明確にしていることが必要である。また、教育研究活動の改善・向上を恒常的に図っていくために、各知的財産専門職大学院は組織的・継続的に自己点検・評価を行わなければならない。</p> <p>知的財産専門職大学院は、社会における課題やニーズを捉え、そして、より良い社会の形成、価値付与のために、教育研究活動を展開する使命を負っている。そのため、社会との関係を適切に構築し、とりわけ企業を含む外部機関との連携・協働等を適切に行うことにより、当該専門職大学院の充実を図ると</p>	

	<p>ともに、<u>オープン・イノベーションの促進を含む知的財産に係る活動の発展に寄与していくことが求められる。</u>また、知的財産専門職大学院は、外部に対して適切に情報を公開し、説明責任を果たしていくことはもとより、自身の教育研究活動に関して社会からの理解を得るよう取り組むこともきわめて重要である。</p>	<p>下線部を新規要素として設定</p>
	<p>○ <b>基礎要件</b></p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し、適切なものであること。</p>	<p>「基礎要件」の新設</p>
<p>7-1 管理運営を行う固有の組織体制を整備しているか。</p> <p>7-2 管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用しているか。</p>	<p>4-1 当該専門職大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。</p>	<p>機関別認証評価との重複を解消するため削除</p>
<p>7-3 知的財産専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用しているか。</p>	<p>4-2 教育の企画・設計等における責任体制が明確であること。</p>	
<p>7-4 知的財産専門職大学院と関係する学部・研究科等を設置している場合、それらとの連携・役割分担を適切に行っているか。</p> <p>7-5 企業、その他外部機関との連携・協働等が適切に行われているか。</p>	<p>4-3 教育内容、教員人事等において、関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等が行われていること。</p> <p>4-8 企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいる場合においては、その決定・承認が適正な手続きでなされ、また資金の授受・管理等が適切に行われていること。</p>	
<p>7-6 知的財産専門職大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。</p>		
<p>7-7 知的財産専門職大学院の管理運営及び教育研究活動の支</p>		

<p>援を行うため、その設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置を行っているか（「大学院」第42条）。</p> <p>7-8 事務組織は、関係組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されているか。</p>		
<p>7-9 管理運営、事務組織について、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	<p>4-1 当該専門職大学院を運営する固有の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。</p> <p>4-2 教育の企画・設計等における責任体制が明確であること。</p> <p>4-3 教育内容、教員人事等において、関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等が行われていること。</p>	<p>※管理運営の特色については、評価の視点4-1～4-3に関連して各大学が説明することとする</p>
<p><b>8 点検・評価、情報公開</b></p>	<p><b>4 専門職大学院の運営と改善・向上</b></p>	
<p>知的財産専門職大学院は、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動を不断に点検・評価することにより、改善・改革に結びつける必要がある。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。</p> <p>知的財産専門職大学院は、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。また、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することも必要である。</p>	<p>（※大項目4の本文に統合）</p>	
<p style="text-align: center;">/</p>	<p>○ 基礎要件</p> <p>この大項目に関わる基礎要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し、適切なものであること。</p>	<p>「基礎要件」を新設</p>
<p>8-1 自己点検・評価のための独自の組織体制を整備し、教育研</p>	<p>4-4 自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体</p>	

<p>究活動に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を実施しているか（「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）。</p> <p>8-2 自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備しているか。また、それらをどのように教育研究活動の改善・向上に有効に結びつけているか。</p> <p>8-3 認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応しているか。</p>	<p>制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。</p> <p>4-5 外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。</p>	
<p>8-4 知的財産専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか（「学教法施規」第172条の2第1項及び第2項）。</p> <p>（1）教育研究上の目的に関すること。</p> <p>（2）教育研究上の基本組織に関すること。</p> <p>（3）教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。</p> <p>（4）学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること。</p> <p>（5）授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。</p> <p>（6）学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。</p> <p>（7）校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研</p>	<p>4-7 当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、社会に対し説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会が正しく理解できるよう取り組んでいること。</p>	

<p>究環境に関すること。</p> <p>(8) 授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。</p> <p>(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。</p> <p>(10) 専門性が求められる職業に就いている者等との協力状況。</p> <p>8-5 自己点検・評価の結果を学内外に広く公表しているか。 (「学教法」第109条第1項)</p>		
<p>8-6 自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。</p>	<p>4-4 自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。</p> <p>4-5 外部から改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。</p> <p>4-6 教育課程連携協議会からの意見を教育課程に反映する等、社会の意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。</p> <p>4-7 当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、社会に対し説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会が正しく理解できるよう取り組んでいること。</p>	<p>※外部評価の実施など、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等の特色については、評価の視点4-4～4-7に関連して各大学が説明することとする</p>